

# 広島市地域公共交通網形成計画の全体構成（案）について

## ■ 第 1 章 広島市地域公共交通網形成計画について

### 1 目的

基本計画で示した目指すべき公共交通体系の実現に向け、公共交通体系づくりの基本方針を踏まえた目標を設定し、それを実現するためのネットワークや、今後 5 年間で取り組む具体的な事業及び実施主体を位置付ける

### 2 計画の位置付け

公共交通体系づくりの基本計画をベースとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、市が作成する法定計画

### 3 計画期間◎

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

### 4 対象地域◎

広島市域を対象（なお、周辺市町については連携を図ることとし、特に地域公共交通網形成計画を作成する市町については整合を図る）

## ■ 第 2 章 広島市の公共交通を取り巻く現状と課題

- 1 広島市を取り巻く社会情勢
- 2 公共交通の現状と課題

基本計画で整理済  
※必要に応じ追加

## ■ 第 3 章 目指すべき公共交通体系とその実現に向けた機能強化策◎

- 1 公共交通体系づくりの基本方針と目標 【資料 2】
- 2 各公共交通機関の役割分担 【資料 3】
- 3 公共交通ネットワーク再構築の考え方（たたき台） 【資料 4】
- 4 目指すべき公共交通ネットワーク
- 5 機能強化策

※ 目指すべき公共交通体系の実現に向け、5 年間で実施する事業について基本計画を基に抽出（必要に応じ追加）

今回提示

次回提示

## ■ 第 4 章 評価指標の設定と評価体制◎ 【資料 5】

- 1 評価指標の設定
- 2 行政・事業主体・協議会の役割と評価体制

今回提示

◎：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第 5 条において、地域公共交通網形成計画に記載する事項として規定されているもの